町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2795号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

もくじ

政策　新型インフルエンザ等対策特別措置法案について　新型インフルエンザ等対策室長　田河　慶太…(2)

フォーラム　歴史と未来が融合する町、肝付町＝鹿児島県肝付町……(6)

情報　町村Navi……(10)

随想　明るく希望に満ちた山村農業の確立を……青森県新郷村長　須藤　良美…(11)

ツクシ

コラム　「までい」の力

ジャーナリスト　松本（まつもと）　克夫（よしお）

米国のエコノミスト、ジョセフ・スティグリッツ氏によると、ウォール街の金融家たちは今回の金融危機を千年に一回の大嵐に遭ったようなものと見ているという。株価大暴落のような事態は二百億年に一回の確率でしか起きないという投資銀行などの試算もあったくらいだから、そう見るのも無理はない。金融工学の魔術師たちのおごりは、福島第一原子力発電所での原子力工学の専門家のおごりと瓜二つに見える。

東日本大震災は、千年に一回の大地動乱と見れば、不運を嘆くしかないが、敗北感が付きまとうのは、文明のおごりをぬぐい去れないからだろう。原発事故で全村避難を余儀なくされた福島県飯舘村の菅野典雄村長は、かねて「効率一辺倒、スピーディー、おかねがすべて」という文明のあり方に疑問を抱いてきた。そこで、飯舘村が掲げたのが「までいライフ」である。「までい」は、手間ひま惜しまず、丁寧に、つつましく、などを意味する方言である。

「までいライフ」を象徴する催しに、「思いやりまでいラリーピンポン大会」がある。相手に勝つ卓球ではなく、どのくらいラリーを続けられるかを競う。親子や夫婦が呼吸を合わせるのにぴったりの大会である。村の取り組みを一冊にまとめた『までいの力』の刊行は、皮肉にも、全村避難の時期に重なったが、そこには、「無縁社会×までい＝有縁社会」「限界集落×までい＝元気集落」「何もない里山×までい＝資源の山」という等式が記されている。「までい」は負の条件を正に反転させる力である。

選りに選って、ゆったりとした暮らしを追い求めていた村が、せわしない文明の利器の暴走の犠牲になろうとは。菅野村長は、「これが明治維新、戦後に続く第三の転換期になってくれなければ、余りにも空しい」という。村長の願う転換の方向は、「おかねの世界」から「いのちの世界」へ、である。受難の村の「までい」の力が、次の新たな文明の種を宿し育む。

◉写真募集◉

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。

なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

政策解説

新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

新型インフルエンザ等対策室長　田河慶太

平成24年3月9日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」が閣議決定された。本稿では、その法案の背景と概要を私見も交えながら紹介したい。

新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返している季節性のインフルエンザとは抗原性が大きく異なるものであり、過去の例では10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないことから、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的混乱も懸念される。

20世紀においては、1918年に発生したスペインインフルエンザにおいては、世界で約4000万人が死亡し、我国でも約39万人が死亡したとされている。

その後も、1957年にはアジアインフルエンザが、1968年には香港インフルエンザが発生した。2009年には豚由来の新型インフルエンザが発生し、世界的大流行となり、我国でも約2000万人が罹患したと推計されるが、我国の死亡者は約200人であり、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

一方で、東南アジアなどの国では高病原性のH5N1型の鳥インフルエンザの人での発症事例が現在も散発的に継続している。鳥インフルエンザは1997年に香港で感染が確認されて以来、東南アジアや中東、アフリカでも人での発症事例が継続している。平成24年3月現在で596人の発症がWHOで確認され、うち350人が死亡しており、その致死率は約60％である。日本では人での発症事例はないが、野鳥や家きんで発生している。

この鳥インフルエンザのWHOのパンデミックフェーズ（大流行の状況）の状態の評価は、現在は、散発的感染が見られるが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していないというパンデミックフェーズ3の状態にとどまっているが、インフルエンザの遺伝子が変異するとヒト-ヒト感染になるパンデミックフェーズ4となり、大流行する恐れがあることは否定できない。

被害の想定

新型インフルエンザの流行規模等は様々な要素に左右されるものであり、最新の科学的知見に基づき随時見直し検証が必要であるが、国では、これまで新型インフルエンザ対策行動計画を策定しており、その行動計画における被害の想定については、過去に世界的大流行をしたインフルエンザのデータを参考に死亡者数等の想定を行っている。行動計画では抗インフルエンザワクチン等の対策の効果は前提に入れていないが、重度の場合は死亡者の上限は約64万人になると推計している。また、社会的・経済的な影響としては、従業員本人や家族の罹患により欠勤率は最大40％になると想定しており、一部事業の休止や物流の停滞等社会的混乱が予想される。このため必要な対策を講じていくことが求められている。

法案策定に至る経緯

新型インフルエンザに対しては、これまで「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、必要に応じて改定を行い発生時の対応に備えてきたところであるが、知事会や経済団体からは法的整備を求める意見が寄せられてきており、政府部内においても、法的枠組みも必要ではないかとの議論が行われていた。

このような状況の中で、平成23年11月に局長級の関係省庁対策会議において、「新型インフルエンザ対策の

政　策

参考１　新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

１.体制整備等

（１）行動計画等の作成
　① 国、地方公共団体の行動計画の作成
　② 指定公共機関（電力、ガス、医療、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成
（２）権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
（３）発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
（４）発生時における特定接種（医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
（５）海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

２.「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
② 住民に対する予防接種の実施
③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
④ 緊急物資の運送の要請・指示
⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
⑥ 埋葬・火葬の特例
⑦ 生活関連物資等の価格の安定
⑧ 行政上の申請期限の延長等
⑨ 政府関係金融機関等による融資　　等

○　施行期日：公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日

ために必要な法制度の論点整理」が取りまとめられ、公表された。この論点整理をもとに、法制度の必要性や法的枠組について与野党の勉強会の開催や関係者との意見交換が行われた。

その後平成24年1月に、法案の骨子的な内容を取りまとめた「新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台」が局長級の関係省庁対策会議で取りまとめられ、公表された。このたたき台についても、地方公共団体関係者との実務者検討協議会や新型インフルエンザの学識経験者の意見を聴く場の開催などを通じて、また与野党の勉強会の開催などを通じて、3年前の経験も踏まえながら議論が深められており、その間、マスコミでも何回か報道されている。

法案の概要

以下法案の概要を解説する。

第一　目的

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他の特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

なお、この法案では「新型インフルエンザ等」という言葉を用いているが、その範囲としては、感染症法で定義された新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザとともに、全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症法で定義された新感染症が該当する旨が規定されている。

第二　総則的事項

国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者及び国民の責務を定めている。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならないことを定めている。

この地方公共団体の責務としては、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとすること

参考２　鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例（2003年11月以降）

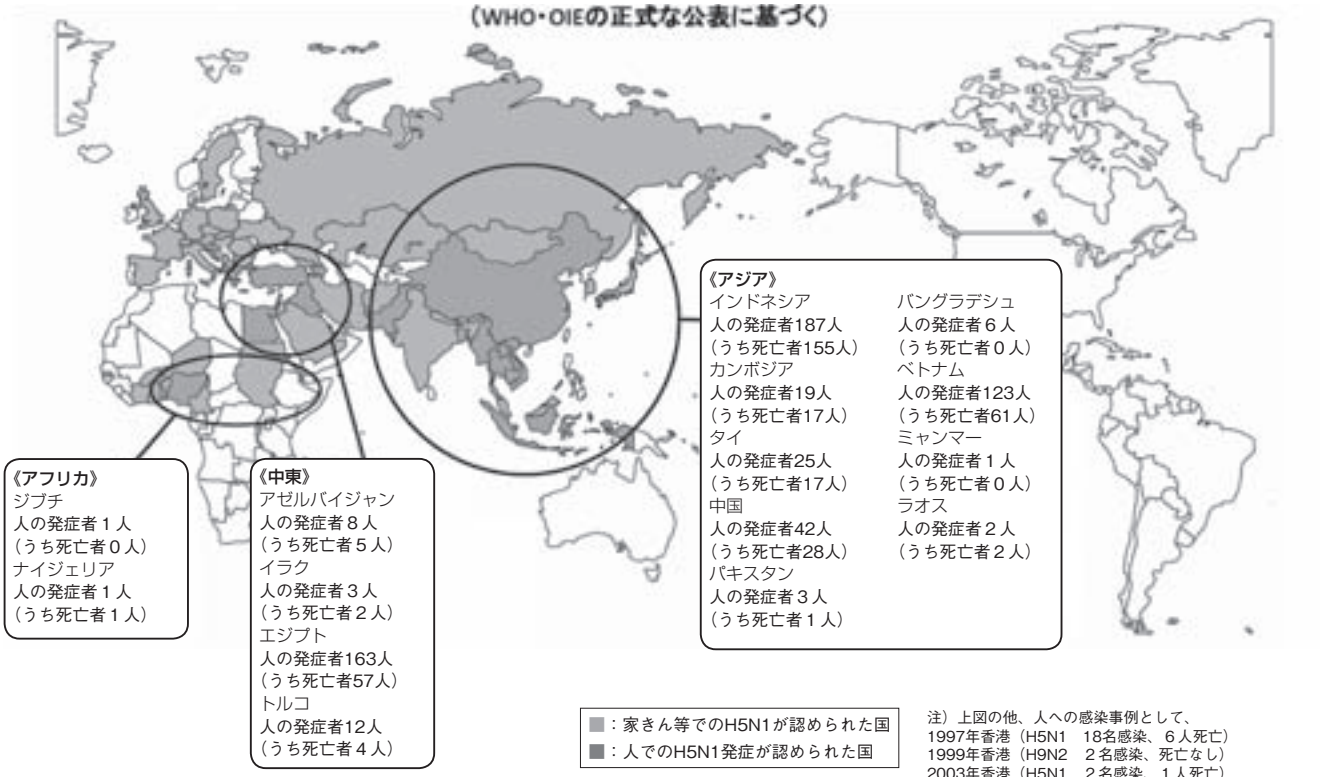

注）上図の他、人への感染事例として、
1997年香港（H5N1　18名感染、６人死亡）
1999年香港（H9N2　２名感染、死亡なし）
2003年香港（H5N1　２名感染、１人死亡）
2003年オランダ（H7N7　89名感染、１人死亡）
2004年カナダ（H7N3　２名感染、死亡なし）
2007年英国（H7N2　４名感染、死亡なし）等　がある。

2012年３月12日現在
厚生労働省健康局結核感染症課作成

を定めている。

なお法案では、新型インフルエンザ対策に対応するため、「指定公共機関」制度を設けており、その指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。また、都道府県知事が指定するものとして「指定地方公共機関」制度を設けている。

第三　新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

新型インフルエンザ等に対しては、発生前から準備しておくことが重要であることから、法案では、政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画を定めること、地方公共団体及び指定公共機関等は政府行動計画等に基づいて、行動計画または業務計画を策定しなければならないことを定めている。

市町村の計画の中身については、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとしており、その内容としては、おおむね、新型インフルエンザ等の情報の住民への提供、住民への予防接種の実施その他のまん延防止に関する措置、生活環境保全その他の住民生活等の安定に関する措置、新型インフルエンザ等対策の実施体制に関する事項などとされている。

第四　新型インフルエンザ等の発生時における措置

新型インフルエンザ等が国内外で発生した時においては、法案では国及び都道府県は対策本部を設置することを定めている。また、政府対策本部長は医療提供体制並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため特定接種を実施するよう指示できること、検疫に関しては停留施設の確保や、発生国からの航空機等の運航制限を要請できること、都道府県知事は医療関係者に対し医療等を行うよう要請及び指示できること等を定めている。

なお、特定接種とは社会機能維持者に対して実施する予防接種であり、民間の社会機能維持者に対しては国が関係者の協力を得ながら実施することとなっており、対策に従事する地方公務員については所属する地方公共団体が、実施することとなっている。

第五　新型インフルエンザ等緊急事態宣言

政　策

政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある等の要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うこと、また、その場合、市町村は市町村対策本部を設置すること等を定めている。

なお、緊急事態宣言が行われた場合は、以下第六から第八までの措置を講じることができるが、新型インフルエンザの病原性が著しく重大な被害を与えるようなものでない場合は、緊急事態宣言は行われないこととなる。こうした病原性等に対応した仕組みは三年前の教訓を踏まえたものである。

第六　緊急事態時のまん延の防止に関する措置

まん延防止のため、法案では都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出の自粛を要請できることや、学校や興行場等の管理者等に施設の使用の制限等を要請及び指示できることを定めている。

また、政府対策本部は市町村の実施する住民に対する予防接種について、その実施指示を行うこと等を定めている。なお、この予防接種は予防接種法に基づくものであるが、財政上の措置については、第九で述べる特別な措置が講じられている。

第七　緊急事態時の医療等の提供体制確保

医療機関が不足する場合に、都道府県知事が臨時の医療施設を開設すること及びその場合の医療法等の特例や、土地等を一時的に使用することができること等を定めている。

第八　緊急事態時の国民生活の安定に関する措置

電気事業者、ガス事業者等である指定公共機関等は、その事業の実施について必要な措置を講じなければならないこと、都道府県知事は医薬品、食品等について、売渡しを要請及び収用できること、新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等のため、行政上の申請期限等を延長すること等を定めている。

第九　財政上の措置等

都道府県は、要請等に従って医療の提供を行う医療関係者がそのため死亡等したときは、損害を補償しなければならないこと、国は、地方公共団体の実施する措置に要する費用に対して、他の災害法制の例に倣って、標準税収入に応じて負担割合をかさ上げすること等を定めている。

具体的には、地方公共団体の実施する措置については、1／2の国庫負担を行うとともに、災害救助法を踏まえた国の負担の嵩上げを行うことを定めている。その国庫負担率は以下のとおりである。

・市町村の税収入の1／100（都道府県の場合は2／100）以下の部分については50／100

・市町村の税収入の1／100（都道府県の場合は2／100）を超え、2／100（4／100）以下の部分については80／100

・市町村の税収入の2／100（都道府県の場合は4／100）を超える部分については90／100

また、国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとすることも規定されているところである。

このほか、特定物資を隠匿等した者及び立入検査を拒む等した者等について、所要の罰則規定が設けられている

第十　附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することなどが規定されている。

おわりに

本法案の検討にあたっては、忙しい中にあっても、新型インフルエンザ対策のために時間を割いていただいた地方公共団体の関係者の皆様のご協力に感謝申し上げたい。今後、国会で審議が行われることとなるが、引き続き、地方公共団体の関係者の皆様とも意見交換をして、実効性のある対策となるよう努めていきたいと考えている。（編注：本法案は3月30日に衆議院で可決されており、今後、参議院で審議されることとなる。）

私たちは資産を守るパートナーです。

金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちは、お客さまのパートナーとして、世代を超えて、お付きあいさせていただいております。まずは、お気軽にご相談ください。皆さまのご来店を、心よりお待ち申し上げております。

資産の話をしませんか。
信託世代の、
住友信託銀行

●資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。
住友信託銀行　検索

現地レポート
町村独自のまちづくり

歴史と未来が融合する町、肝付町

夢が叶う叶岳（かのうだけ）で一〇〇〇段ウォーキング

3月26日、一〇〇〇段階段を登ろうと大勢の老若男女が集まった。一〇〇〇段階段とは、肝付町内之浦にある叶岳（標高187メートル）にこの程完成したウォーキングに最適な階段のことです。

この階段を登りきると、頂上にあるのが「叶嶽（かのうだけ）神社」です。

何と言っても名前が前向きです。よその階段を登るより、よその神社をお参りするより、夢が叶いそうじゃないですか。

おまけに、この叶岳からの内之浦湾はまさに絶景、宿泊可能なコテージに泊り朝日が起きるのを待つのも良い。

そう言えば、叶嶽神社の「叶」の文字、「ロト」に見えるのは気のせいかな？

この何とも欲張りな場所へ一度お越しになり、一〇〇〇段階段を登って、夢を叶えてみてはいかがですか！

鹿児島県で一番元気な町になりたい。

夢が叶う町は元気でなければ・・・と言うことで、肝付町は県下一元気な町を目指して頑張っています。

フォーラム

本土最南端の鹿児島県大隅半島南東部に位置し、総面積は308・15平方キロメートルと広大です。林野地帯・畑地帯・水田地帯に大別され、平均気温は17度前後ととても温暖で、約3000ミリメートルの雨が降ります。

山もあります。町の中央部には900メートル級の山々（国見岳・黒尊岳・甫与志岳）が連なります。この三山縦走は、「三岳参り」と呼ばれ、登山初心者にも人気があります。

こんな肝付町は2005年に2町（高山町と内之浦町）が合併してできました。人口は2012年3月現在、17、362人、高齢化率36・1％と少子高齢化が進んでいます。

△高山やぶさめ祭　（10月第３日曜日）

九〇〇年の伝統、歴史の町 ～その時少年は神になる～ やぶさめ祭り

約九〇〇年の伝統を誇る流鏑馬は、狩衣装束に綾藺笠、薄化粧の若者が馬上から合計9本の矢を放ち、国家安泰、悪疫退散、五穀豊穣を祈願する神事です。

毎年10月第3日曜日、会場となる四十九所神社前の宮之馬場には、この歴史絵巻を一目見ようと大勢の観客が詰めかけます。

射手は、町内の中学2年生が務めます。勇壮華麗な本番は見る人の心を打ちますが、射手は毎年替わるため、約40日間の練習で本番を迎える少年には計り知れない重圧がのしかかります。まったく、馬に触ったことのない少年は、まず馬に慣れることから始まり、両親、友達、保存会など多くの人たちの応援に支えられ、この大役を務め上げます。

この本番を終えたその時こそ、14歳の少年が神になる瞬間です。

△内之浦宇宙空間観測所

宇宙に一番近い町 そして「はやぶさ」の母港 そして『イプシロン』

内之浦宇宙空間観測所が開設されたのが1962年、本年2月には開所50周年を迎えました。

日本初の人工衛星「おおすみ」などを打上げたことで世界的にも有名です。

そして、誰もが知っている小惑星探査機「はやぶさ」。2003年5月、内之浦からM5ロケットで飛び立った「はやぶさ」は、2005年小惑星「イトカワ」に到着。しかし、その後燃料漏れやエンジンの停止、通信途絶といった幾多の困難を乗り越え、2010年奇跡の地球帰還を果たしました。実に、7年の歳月をかけた60億キロメートルに及ぶ壮絶な旅でした。

世界中に感動を与えた「はやぶさ」。2010年12月、同観測所でカプセルが公開されました。形をかえた「はやぶさ」、母港内之浦へ感動の里帰りを果たしたのです。そして、次はイプシロンロケット。「はやぶさ」を打上げた世界最高性能の固体燃料ロケットM-Vロケットの後継機として開発され、2013年、内之浦から打ち上げられます。人工知能、電子頭脳を持つ次世代型の、

世界が注目する夢のようなロケットです。

ロケット開発の父 糸川英夫博士生誕百周年 記念事業 ～銅像建立～

我が国のロケット開発の父と呼ばれる糸川英夫博士は、1912年7月20日に生まれました。そして、内之浦宇宙空間観測所の建設に当たっては、糸川英夫博士を抜きには語れません。

1960年10月24日、糸川博士が立ち小便をしながら、この地にロケット射場の立地を決めた、との逸話があります。

それ以降、幾多の困難を乗り越え、これまで395機のロケットを打ち上げに成功し、27の人工衛星を誕生させました。

奇しくも観測所開所50周年の今年、7月には糸川博士の生誕100周年を迎えます。本町では、「糸川英夫生誕100周年記念事業実行委員会」を立上げ、日本中の糸川ファン、宇宙ファンに広く呼びかけ、博士の銅像建立をはじめとした記念事業の実施を決めました。

11月10日、11日に開催されるJAXA内之浦宇宙空間観測所開所50周年記念式典に合わせて、糸川英夫生誕100周年記念式典を開催します。

銀河連邦・・・絆

銀河連邦は、宇宙科学の最先端技術を研究している宇宙航空研究開発機構（JAXA）の宇宙科学研究施設がある6市町（神奈川県相模原市、長野県佐久市、岩手県大船渡市、秋田県能代市、北海道大樹町、そして肝付町）がユーモアとパロディの精神で、1987年に組織されました。それぞれの共和国が手を取り合い、相互の理解と親善を深めることにより、宇宙平和の一翼を担うとともに、人々の笑顔あふれるユートピアの創造を目指しています。

本町は「ウチノウラキモツキ共和国」、町長は共和国大統領です。内之浦宇宙空間観測所では、ロケットの打ち上げ、そしてそれらの追跡及びデータ取得等の業務を行っています。

昨年の「3・11東日本大震災」は、銀河連邦の一員である大船渡市（サンリクオオフナト共和国）をも襲い、今復旧、復興に全力を挙げています。銀河連邦の各共和国、そして大隅半島四市五町（鹿屋市、垂水市、曽於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）での支援は、これからも続きます。

博士の専門性を活かした地域おこし 「町が研究フィールドになる」

研究者から提案される町の活性化策には多くの気づきがあり、地域に根ざした改革プランの創出につながる可能性があります。

様々な挑戦を続ける本町は、本年度から若手研究者を応援するプロジェクトで、研究費助成と、その成果を活用した地域活性化に向け動き出します。

今回、「肝付町賞」として町が提案したテーマは、ズバリ「肝付町の農業の活性化」。一次産業が主体となる本町のような地方自治体にとって、新たな地域活性化策のモデルケースになるかもしれません。自然科学系のみならず、人文社会系を含む全ての専門家を対象としていて、実証実験やヒアリングなど、町内での活動・連携構築は町が全面的にバックアップします。この研究で得られる成果は、必ずや町の活性化に寄与するものと確信するところです。

宇宙大豆

「宇宙大豆」をご存知ですか？米国のスペースシャトルで、国際宇宙ステーションに滞在した大豆を、地球帰還後に植え付け、そして収穫したものです。本町では、この宇宙大豆プロジェクトにも取り組んでいて、昨年植えつけた大豆は収穫され、今年の植え付けを待っています。

町は、東京の醸造会社と提携し、「宇宙に一番近い町の宇宙大豆」を使った商品開発に取り組む予定です。数年後には、皆様の食卓に、この「きもつき宇宙大豆」が上るかもしれません。

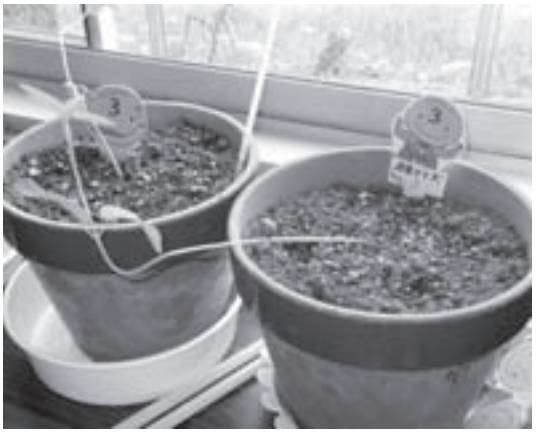

フォーラム

田舎だけど、最先端？『光ファイバーの町』

町全域が過疎地域の本町において、都市部と遜色のない情報通信網の確立は急務の課題でした。そこで、2010年度、町内全域に、光ブロードバンドサービスを受けられる情報基盤を整備しました。

現在、光ファイバーによる高速インターネット（「はやぶさネット」と名付けました。）は俄かに注目を集めています。

遠隔の集落においては、高齢者見守り支援システムの運用を実証的に行っていて、行政情報の配信や健康管理チェック、緊急放送の配信など、日常生活の支援を行っています。また、インターネット講座を開催するなどして、利用者拡大にも努めています。

今後は、このはやぶさネットを利用して地域に密着した住民交流の実施を進める一方、田舎（人口の少ないところ）だからこそ味わえる光ファイバーの速さを最大限にアピールして、ベンチャー企業などの誘致も図りたいと考えます。

また、町の魅力と民間情報の一体的な発信を実現するため、「総合ポータルサイト」構築に取り組みます。

このポータルサイトは、町の様々な資産（人・歴史・自然・伝統など）を町内外に発信することで、肝付町の全てをアピールできる「広告塔」にしていきたいと、取り組みの真っ最中です。農水産加工物など、町の特産品の紹介は勿論、ECサイトにより販売拠点を作り出すなど、新たな肝付ブランドで町の活性化を図ります。このポータルサイトは、官民が一体となって運営していくことが重要です。

町観光協会などとも連携し、幅広い活用で情報発信に努めたいと考えます。

本年、9月には運用開始予定です。是非、肝付町の総合ポータルサイトへお越しください。

銀河マラソン

銀河連邦共和国の建国を記念して始まった「うちのうら銀河マラソン」。自然とふれあい、未来を創造し、走る事の喜びを味わいながら、仲間づくり、健康づくりを図るため、毎年11月第4日曜日に開催されます。

▷うちのうら銀河マラソン（11月第4日曜日）

えっがね祭り

本町内之浦地区では、古くから伊勢海老を「えっがね」と呼んでいます。「えっがね」は秋から冬の味覚の王様で、贅沢感を味わえる高級食材として高い人気を誇っています。

内之浦地区には三つの漁港があり、8月20日過ぎの伊勢海老漁解禁に伴い、各漁師が一斉に網を入れます。「刺し網漁」という漁法で、日の出前に太平洋に面した磯の際で巧みに船を操り、夜行性の特徴を利用して漁を行います。年間10トン近い漁獲量は九州でトップクラス。

毎年9月開催の「内之浦えっがね祭り」には新鮮な味を求め、多くの観光客が訪れます。

（企画調整課　永井　宏）

△えっがね祭りチラシ（平成23年開催分）

随　想

明るく希望に満ちた山村農業の確立を

青森県新郷村長　須藤良美

昨年は東日本大震災をはじめ、全国各地至る地域で大きな災害が発生した年でした。被災に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

今年は辰年、仕事も景気も上昇して明るく笑顔の絶えない平和で良い年でありますように願っています。

新郷村は青森県の南端に位置し、総面積150・85平方キロ、林野率約80％、人口約3千人、大小43集落からなるロマンあふれるキリストの里と知られる山村であります。農林業を産業とし、にんにく、長芋、大根栽培を中心とした野菜の生産、米、畜産、葉たばこを基幹作物とした農業を進めております。以前は恵まれた山林資源を活用し木炭の生産、どこの農家でも1～2頭の乳牛を飼っており、青森県酪農発祥の地として知られています。しかし、農業も、少子高齢化、過疎化が進むにつれて集団活動や共同作業、営農集団組織が次第に崩れ、農業生産に励む意欲も日増しに失われてきております。

先祖代々引き継がれてきた田畑は、今後、誰が継いで誰が耕していくことやら、行政をあずかる者としても判断に苦しみながら政策推進にあたっております。しかし、我村は農林業あっての村です。明日につながる農業を進めるためにも、職員の知恵と工夫を結集し農業農村を守っていかなければなりません。この為に山村資源を活用し、高齢者の生きがい政策としての原木シイタケ栽培や堆肥を利用した有機の里づくり、健康で長寿の村づくりを目指しております。

現在、とうもろこしの試験栽培や南部自然薯の栽培、製薬会社との提携による薬草「甘草」の栽培試験、優良肉牛の県外からの導入を進めており、その成果が着々とあらわれて来ていることに喜びを感じております。

私が生まれ育ったところは青森県津軽平野のど真ん中、旧尾上町現在の平川市です。りんごと米作りを産業としたのどかな街です。山村新郷村で農業指導に意欲を燃やし早50年、今日ほど農業の厳しさを感じたことはありません。農業、農家、農村から人影が消え、子どもたちの元気な姿が次第に消え、村の元気さ、農村の元気さが失われていく様子に、ただ、ただ、寂しさを感じております。しかし、厳しい農業環境の中で、勉強を重ねてきた農業指導員としての力を発揮する時は、今より他ないだろうと考えております。

今年はTPPの事前協議の年になると思います。今でさえ農業者が苦しみ耐えながら一日一日頑張っているのに農業に対する国の施策に明るさが見えず、不安と失望を感ずる毎日です。国は農地を集約し大規模経営で世界の競争力に打ち勝てる農業を目指していこうと言いますが、我々の狭い土地で、高齢化が一段と進んでいるところに、どうして規模拡大が出来るのでしょうか。夢の話です。小規模農業を救ってこそ日本の農業の発展があると思っております。大規模経営は一部には所得向上が図れるかもしれませんが、地域全体が活性化に結びついていくものか不安でいっぱいです。日本の農業は戦後米を作り、都会の焼け野原に農村の若い労働力を投入し、素晴らしい日本を築いて来たことを忘れてはなりません。農業の基幹作物である米作りは経営として成り立たなくなり、生産資材は高騰し、働く人は高齢化、生産物は価格が安定せず、働けど働けど借金に追われる状況の中で、どうして元気な農業、農家、担い手が育ってくるものでしょうか。このままでは益々農村は過疎化が進むばかりです。農業で十分生活できる希望の持てる農業の推進は、現場の我々の責務であり使命であることは勿論ではありますが、農業、農家に対する国の温かい施策を心より望むものです。そして、高齢化農業に対処した営農指導の強化に努め、豊かで楽しく働く農業、働いた汗が喜びとなり報われる実り多い農業が訪れることを期待しております。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」の ひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。

http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html

土・日・祝日はリーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の 20%OFF

金曜日のご宿泊は、平日料金の 15%OFF

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。

洋室シングル

シングル 119 室　SINGLE ROOM

平日料金 9,817 円より

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より

洋室ダブル

ダブル 12 室　DOUBLE ROOM

平日料金 13,282 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,072 円

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1 名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1 名利用の場合 8,778 円

洋室ツイン

ツイン 17 室　TWIN ROOM

平日料金 18,480円より
〈2 名利用〉

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より

会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多彩な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。

カジュアルレストラン「ペルラン」

ランチタイム 11:00 ～ 14:00
ティータイム 14:00 ～ 17:00
ディナータイム 17:00 ～ 22:00
（21:30 ラストオーダー）

和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ～ 14:30
（14:00 ラストオーダー）
ディナータイム 17:00 ～ 22:00
（21:30 ラストオーダー）

全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471
FAX 03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html

全国町村会館へのアクセスガイド

■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
■タクシー東京駅から約 20 分